

資料 11 (日中系・居住系・障害児支援)	令和7年3月21日
障害福祉サービスに係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

標記について、令和3年度に厚生労働省から発出された事務連絡等を周知します。

なお、指定基準(※1)において利用定員を超えて、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を行ってはならないこととされています。そのため、やむを得ない事情がある場合を除いて、原則定員を超えて受け入れをすることはできません(※2)のご留意ください。

(※1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

(※2) 定員超過利用減算に該当しなければ、定員を超えた受入れが認められるというものではありません。

《添付資料》

- ・「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」
(令和4年2月28日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室)
- ・参考資料「【別紙1】会計検査院による指摘事項(詳細)」
- ・参考資料「【別紙2】障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について」
- ・参考資料「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」